

CITIZENS FORUM for RENEWAL

No. 97

1998年8・9月号

(社)行革国民会議 東京都千代田区麹町2-3 麹町ガーデンビル9階 電話03-3230-1853 FAX3230-1852
行革国民会議ニュース

構造的な不況脱出の道

東京大学教授 神野 直彦

NOTE:ここに紹介するのは、さる8月10日に開かれた連邦制研究会(座長 恒松 制治代表)における神野教授の冒頭報告を事務局でまとめたものです。1980年代からの政策が基本的に間違っており、その延長線上の今の減税政策は効果はないとの指摘には、おおいに傾聴すべきものがあります。ニュースに研究会での報告を載せることはあまりありませんでしたが、あえて教授のお許しを得て掲載することといたしました。なお、研究会では、具体的な提案である自治体による現物給付とそれを支える税制のあり方について議論を行いました。この問題については、また改めて取り上げることしたいと考えております。

【神野教授 報告要旨】

有る納税人的貢献 才有祖國的輝煌

私がやっているような古い財政学から見て、今の減税論がどのように見えるかということを中心に、租税と財政についての私の考え方をお話させていただきます。

ここに掲げた中国語の言葉は、先日訪れたウイグル自治区でこれが張り巡らされているのを見たのですが、この意味は「納税者の貢献があればこそ、祖國の輝きがある」という意味です。そのほかにもいろいろ「中国の租税は人民よりこれを取り、人民にこれを用いる」というものもあります。今、朱鎔基首相が行政改革ということで、仕事は地方に押しつけながら、財源のほうは地方に与えないということをやっていますが、これに対してウイグル政府は激怒して、「小馬拉大車」、つま

り大きな車を小さな馬に牽けというようなものと反論しているわけです。仕事ばかり増やして・・・というようなことでして、日本と同じような状態がおきているわけです。

1980年代からの政策の誤り

私の基本的認識は、日本では1980年代から政策を完全に間違えているというものです。

順を追って申し上げますと、市場の働きを活かすためにはセーフティネットが必要です。「市場でやるべき領域」と「協力でやるべき領域」を組み合わせるといいかえてもいいですし、市場をセーフティネットで守るといってもいいのですが、いずれにせよ、セーフティネットをきちっと作っておかなければ、市場は働かないと考えています。

目 次

| | | |
|---|---------------------------------|----|
| 1 | 構造的な不況脱出の道 東京大学教授 神野 直彦 | 1 |
| 2 | 参院選挙の結果をどう見るか 政策研究大学院大学教授 橋本 晃和 | 4 |
| 3 | 課題先送りの中央省庁再編(下) | 13 |
| 4 | 1997事業年度事業報告ならびに会計収支報告 | 18 |
| 5 | 事務局より | 20 |

1980年代に至るまで、先進諸国は、主として市場の外側で貨幣給付を行なうというセーフティネットを張ることによって、戦後のコンセンサスを作り上げ、動かしてきました。しかし、市場の外側で貨幣給付をする場合には、所得再分配をしなければなりません、その所得再分配をするためには資本をコントロールできないとだめなのです。したがって、資本が自由に動いてしまますと、コントロール出来ませんし、所得再分配も出来なくなります。

財政学の方で地方政府には所得再分配機能はないといっているのは、地方とはオープンシステムの政府で国境を管理しておらず、資本は自由に入ったり出たりしてしまいますから、所得再分配の機能はないというわけです。所得再分配をやろうとすると、貧しい人たちがワッと入り込んできて、豊かな人々が外へ出ていってしまう。その外へ出ていってしまう豊かな人々の後をまた貧しい人々が追っかけていく。これを追跡効果というのですが、こういったことのために、所得再分配が出来なくなってしまう。

こうした各国の所得再配分の前提となっていたのが、ブレトンウッズ体制だったのです。しかし、このブレトンウッズ体制が1970年代に崩れて、金融自由化、ユーロダラーなど自由な資本の動きというものが1980年代頃から現実に見られるようになってきました。こうして、いわゆる市場のボーダレス化とかグローバル化とかいわれているような現象が起きてきたために、中央政府というか国民国家が張っていたセーフティネットが機能しなくなりました。

こうしたなかで、政府としてやるべきことは、新たなセーフティネットを張り替えることだったと私は考えているのですが、現実に行なわれたことは、セーフティネットを張り替えるのではなく、市場の領域をますます広げることが経済を活性化し発展させると考えたのです。こうした政策を採ったことが基本的な間違いであった、というのが私の考え方です。

アメリカの真似では問題は解決しない

問題なのは、セーフティネットが張られていないから人々は不安になる。したがって、人々は貯蓄をするという現象が起きるといことです。

現在行われようとしている減税政策、(まだ詳しく見えていないのですが、一応定率減税をするということなので、)この減税政策のヒ

ントは、1981年のレーガンの経済再建法だったと思うのです。定率減税をやり、キャピタルゲイン課税を低めて経済を活性化させるというものです。レーガンの財政再建法を模範にして減税をして、そうすれば経済が活況化するであろうということが、多分、今回の減税政策の背景だろうと思うのです。

ここで考えなければいけないのは、1981年のアメリカはどういう時代だったかということ、消費潰けの時代だったのです。もう消費が多すぎて貯蓄が少なくて困ったという社会で、どうにかして貯蓄を増やそうとした減税政策だったのです。ですから、定率減税でもよかった。定率減税というのは高額所得者には有利に働き、貯蓄性向の高い人々には大きく減税され、低額所得者にはあまり減税がないということになります。定額減税とは全く違うわけで、このやり方をとろうとしているのは、おそらくアメリカでこのやり方をやったからだと思うのです。

しかし、今の日本は状況が全く違うのです。貯蓄が多すぎて困っていて、どうにか貯蓄を減らして消費を増やして経済を活性化しようという時に、アメリカみたいなやり方をやっては全く逆になる。つまりアメリカはとにかく消費を減らすことが先決であった。アメリカは、当時、付加価値税の導入を検討したり(これは結局流れてしまうのですけれども)、消費課税をやることによって消費を抑制し、そして貯蓄を増やす政策をとった。ところが、日本が今やらなくてはならないのは、貯蓄を減らして消費を増やす政策です。ここが、完全にやり間違えているのではないかと思うのです。

もしも今のままここで減税をすると、先ほどいいましたようにセーフティネットが日本の場合には1980年代で崩れているんです。ひとつは企業福祉・終身雇用という体制が不安定になってくる。それから、もうひとつは変な意味での地域福祉、つまり公共事業を中心として地方に仕事と資金を回すことによって、農民とか中小企業者を保護して高度成長の果実を向こうに回すという仕組み。このふたつのセーフティネットが崩れたわけです。これが崩れて、人々が不安になっているわけですから、減税をしても将来の不安があるために、それを消費には回さない。つまり、新たなセーフティネットが張り替えられていないわけですから、今のようなやり方では消費に回さないだろうと思います。

日本は覇権国ではない

それから、もうひとつ重要な点は、その結果アメリカはどうなったのかといいますと、これはみなさんがご存じのとおり、財政赤字がものすごく増え、国際収支がものすごい赤字になってしまった。双子の赤字が激化したというのが、この経済再建法に基づく減税をやった成果なのです。ところが、アメリカがそれをどうにか持ちこたえた。今、アメリカの経済は活況ですが、この経済の活況と同時にアメリカの国際収支はものすごい赤字になっているわけです。ものすごい赤字になって、本来ならばそれでは保たないのになぜそれが可能かということ、アメリカはやっぱり外貨を輪転機で刷ることが出来る国家だからなのです。1981年の経済再建法の失敗を耐えられたのはなぜかということ、やっぱりドルを刷ることができたということによって、二つの赤字をどうにか持ちこたえることができたのです。ところが日本にはそうした力はないということです。

ですから、日本はアメリカとは覇権国であるということを通少評価して、アメリカのまねをしようとしているのではないかと危惧される訳です。同じような政策をやったというふうにいわれているイギリスでは、一応税率は下げましたけれども、一方では課税ベースを広げて税収中立にしていますから、決して減税をしたわけではないのです。イギリスの場合には課税ベースを大きくして、イギリスも貯蓄不足に悩んでいましたので、貯蓄に向かうような減税にシフトさせて税収は中立的にするという政策をとったのです。したがって、イギリスはものすごく付加価値税の税率をあげたのです。ここがアメリカと全く違うということであります。

新たなセーフティネットの張り替えこそが構造問題の解決策

現在の不況からの脱出のために減税政策を打つということの背景には、いまの不況が構造的な不況だということを理解していないことがあるのではないかと。非常に短期的なインセンティブを与えることによって、景気からの回復を一生懸命図ろうとしている。しかし、問題は構造的なものですから、構造的な問題とはなにかを解き明かさないう限りだめだということです。不況を構造的にしているものはなにかという議論がされていない。

間違っているかもしれませんが、私どもは、

構造的というのはセーフティネットの張り替えが行われていないことであると考えています。セーフティネットを張り替えればきちとした構造が出来上がると思います。まだ、ほかの説明があるのかもしれませんが、ほかの説明をするのであれば、構造的な問題に対して応えなければだめで、いずれにせよ、短期的なインセンティブをやってもだめなのではないかと思っています。

いままでいったことの繰り返しになりますけれども、私たちは「構造的な不況」という場合の「構造的な問題」というのは、セーフティネットの張り替えが行われていないからだと考えます。張り替えが行われていないために、将来に対する不安が解消されないでいる。将来に対する不安が解消されないまま減税をしても、これでは景気は回復しない。しかし、財政赤字はひどくなる。財政赤字がひどくなれば、またさまざまな公共サービスをダウンサイジングしなければならなくなる。そうすると、セーフティネットみたいなものがますます見えてきませんから、将来が不安になってますます財布を締める。締めればますますダウンサイジングしなければならなくなるという悪循環に陥るだけだと思います。

地方政府による現物給付

そこで、我々が考えているセーフティネットとはなにかということになります。これまでのセーフティネットは、租税と現金給付によるセーフティネットでした。1980年代になるまではそうだったのですが、これを現物給付によるセーフティネットに張り替えるという作業を行うべきであると考えます。ところが、現物給付によるセーフティネットを張れるのは地方政府だけであり、地方政府が、家族とかコミュニティとかいうインフォーマル・セクターやNPOとかNGOとかいうボランティア・セクターを活用しながら、市場がもたらす不安定性とリスクを人々がシェアしあうシステムをつくっていくということが、私の分権論の位置づけであり、それが構造的な不況を乗り越え、新しいシステムを作ることに結びつくわけです。

つまり、単純にいいかえますと、アメリカが押しつけてくるというわけではありませんけれども、市場がもたらす不安定性やリスク、これをシェアしあうシステムは必ず必要で、それがないと市場は機能しないのです。しかし、それをシェアしあうシステムとしてのセーフティネットの張り替えが出来ていない。これをやらない限りは構造

的な不況からの脱出もあり得ない。それが私どもの考える分権の意義であり、現在の減税政策もこういう観点から見ると間違いだということになります。

ワークフェア原理による比例所得税の導入

あとは、政策提言にはいるわけですが、我々が考えているセーフティネットとは、ワークフェア原理に基づく地方税としての比例所得税の導入です。

ワークフェアというのは、通常、カナダのボードウェイ (R.Boadway) などが使う時には、失業給付をお金でやらないで労働 (例えば介護労働) してもらって、介護労働してもらったら切符をその人に渡す。その切符を郵便局にもっていくと郵便局が支払ってくれる。これをワークフェアといい、こういうシステムをつくらうという動きがでているのですが、それにちょっとヒントを得ております。もともとのワークフェアというのは労務提供という意味ですから、人々がお互いに共同作業や相互扶助の労働を提供するかわりに地方税を支払うというかたちで納税をすればいいのではないかと。そうすれば、地方税というのは比例税率でいい。つまり、所得再分配ではなくて、地域社会のセーフティネットを張るために、1ヵ月間だったら1ヵ月間労働してもらおう。介護とか広い意味での養老とか育児とかのために1ヵ月間だけ働いてもらおう。1ヵ月働いてもらうために1ヵ月

分の所得をあきらめてもらうわけですから、その代わりとして支払う税は、比例税の所得税でかまわないはず。そういう比例的な所得税をみんなで出し合って、それによって人々が相互に助け合うセーフティネットを張ればいいのではないかと、というごく単純な議論であります。

ただ、日本の場合は、地方はオープンシステムの政府ですから、所得を分配してもらったひとのいるところだけで、いまの住民税のような形で比例税をとると、東京のように昼間人口だけしかないようなところでは全然税収があがらない。したがって、所得が発生した地点、発生した所得を分配された地点、さらにはそれを支出した地点のいずれにおいても比例的な税金をかける。つまり、所得循環の三面等価の三つの局面のすべてに比例的な税金をかければ、あとで、昼間人口、夜間人口を考慮して分配し合う必要はなくなるわけです。

簡単にいってしまえば所得型の付加価値税みたいに、支払い賃金と支払い利潤に税金をかける。利潤、賃金を受け取った時点でも比例的な税金をかける。支出した時点でも比例的な税金をかければ、例えば湯沢町みたいな支出活動しかおこなわれていないのだけれども、消防車は高いのが必要だというようなところの一応の需要もまかなえるはずである。これがこれからの分権的な税制の姿で、そういった税制を確立すれば、セーフティネットを張りうる基礎ができあがるのではないかと、というのが、私の考え方です。

参院選挙の結果をどうみるか

政策研究大学院大学教授 橋本晃和

NOTE:以下ご紹介するのは、さる8月6日の第19回定時総会における橋本教授の講演要旨です。

【橋本教授講演要旨】

私が「民意」ということを言い出しましたのは、もう15年前のことです。それまではあまり「民意」という言葉は定着していなかったのですが、その後、いつのまにか民意という言葉が定着して

きました。それともうひとつ、「支持政党なし」、「新・無党派」という言葉も私の造語です。私が「支持政党なし」を日経新書から出したのは1975年のことですが、それが市民権を得て、今日、

普通の言葉になりました。その時、「今度は“支持政党あり”というのを書いてくれよ」といったのは橋本龍太郎さんでした。その当時はまだ支持政党を持っていることの方が普通であるという認識でしたから。支持政党を持っていないというのは、(無党派というような言葉はまだなかったのですから)浮動票扱いで、そんなものは頼りにならないという認識が多かった時代です。

1 今は戦後民意の第3期

さて、本題に入りますが、私は今回の日本の有権者の選択ほど勉強になるというか面白い結果というものは無い、と思っております。

簡単にいいますと、戦後の民意というものは、ドッジラインが敷かれた1949年にスタートして形成されてきました。そして、60年安保というものがひとつのターニングポイントとなって、この第1期の終わりは1969年です。これは共産主義圏、社会主義圏(もちろんソ連、中国は除きますが)が軒並み没落して、国内においても社会党がぐーんと支持を減らしたときです。政党支持率調査でも、自民党に次いで第2位が「支持政党なし」ということになったときです。この1969年というのは、政治、経済、社会、芸能界の現象に至るまで、さまざまな出来事が起こっている年なのです。

この1969年から1989年までを私は戦後民意の第2期とっております。この20年間のなかでのターニングポイントは1976年です。この年は「支持政党なし」層の政治的立場がいわゆる「革新的立場」から「保守的立場」に重心が変わっていった年です。

そのあと、1989年からの1~2年は、世界的に見ても3つの大きな事件が起こった時期です。ひとつは、12月にマルタ会談が開かれましたが、これは冷戦の崩壊の始まりを意味する大きな出来事です。1990年8月にはイラクのクウェート侵攻が行われました。年末までは湾岸危機というものでありましたが、91年に入って湾岸戦争となり、日本のPKOについての態度が問われることになり、それまでのユニラテリズム(一国主義)に断絶が生じたときです。第3は、日本ではそれまでの右肩上がりの成長が止まり、バブル神話が崩壊して、それまでのライフスタイル、価値観が大きく変わり、今日の考え方のスタートが切られたときです。こうした3つの要因が、有権者の公共選択論という合理的選択として捉えられるようになってきたわけです。

いまはこの第3期にいるわけですが、今回の1998年7月の参議院選挙は、その中でのターニングポイントとなったと考えられます。第3期は、20年周期説からいえば、2009年まで続くわけですが、このときになってはじめて、日本はやっと落ち着いた政党政治の時代になるのではないかと。ただし、そのときの日本が、二流国を甘受しているか、不安のない安定した国になっているか、それはまだなんともいえません。

2 自民党の“選挙の失敗”

今回の選挙結果は、いずれ自民党として通らなければならぬ道であったことは確かです。利益誘導型政治が行き詰まることは、時間の問題であったわけです。ただ、まだいいだろう、まだいいだろうと思って、今回やっと気がついたということです。しかし、まだ気がついていない人が多いことも事実です。

今回の選挙にあたって、私は、今や利益誘導だけではだめですよと申し上げてきたのですが、自民党の幹部の方々は、口では“その通りだ”といいながら、低投票率であることを前提として戦略を立ててしまった。私はそれ以降にも言いませんでした。今回の自民党の敗因の最大の要因は、基本的な有権者の考え方(私のいう「民意」)が大きく変容しているのを捉えきっていないことに尽きます。これを私は自民党の「戦略の失敗」と言っています。「支持政党あり」層と同程度の投票率を誇る、いわゆる「新・無党派」をターゲットにしなかったということです。

次に、第2の「戦術の失敗」があります。過半数はとれるはずもないのに、とれるとれるとおだてられ、69議席を目標にするのが難しいならば改選議席126の半分の64ならどうか、60議席もいかないなどというのは体裁が悪いから、せめて前回の議席数の61にしようということ、目標議席は最後は61議席ということになりましたが、もともとのセッティングが間違っていたわけです。

その証拠に、東京都で2人たてて全滅。埼玉、神奈川、愛知の3人区で2人たてて全滅。2人区も16あるうち、鹿児島と群馬以外は1人しか当選出来ない。そして24ある1人区でも17勝7敗。自民党が勝ったときは、最高は22勝2敗などというときもありました。この7つの県のなかには徳島県とか和歌山県など少し例外的なところもあります。和歌山県というのは衆議院3人のうち2人まで自民党で、最後は小沢さんがそこに1

週間泊りこんでという戦いまでして勝った。徳島県はご存じのように三木さんの長女の高橋さんがいて、それが強かった。残り5県のうち、沖縄は非常に重要な意味を持っていると思うのですが、わずか5000票差で西田さんという保守党系が負けた。これに勝っていれば11月の沖縄県知事選は太田さんは危なかったのです。この意味するところは非常に大きいものがあります。5000票の差といっても、2500プラス1で勝っていたことになります。その犯人は、私は上原康助さんにあると思うのですが、そういう微妙な世界の話は省略いたします。以上のような事を自民党の“戦術の失敗”と私は呼んだわけです。

いずれにせよ、こうした結果をマスコミは自民党惨敗と報じました。しかし、現実には“惨敗”ではないのです。選挙区と比例区をみてみますと、選挙区では1000万票から1700万票へと700万票前回より増えています。シェア、すなわち相対得票率ですけれども、これも25%から30%へと5ポイントも増えています。一方、比例区ではスプリットポートといって、比例区と選挙区で一票づつ異なる政党に投票することが行われました。ある新聞社は「異党間投票」などという難しい名前をつけておりますが、これはなにも日本特有の現象ではありません。しかし、これからは日本でもスプリットポートの現象は、ますます衆議院においても参議院においても日常化するのではないかと思います。その結果、比例区では自民党支持は27%から25%に、わずかですが2ポイント落ちています。

一方、民主党は、日頃の支持率が5%とか7%とかいっていましたが、「新・無党派」層を吸収して1200万票比例区でとりました。選挙区では900万票ですが、これは全部の選挙区に候補者を立てていませんからこういう結果になったわけです。一方、共産党は870万票とっています。これは大変に注目すべき数字だと思いますが、これについては、今日はこれ以上触れません。

3 新・無党派の投票行動

私が日頃からいっている「新・無党派」というのは、政治的関心はあるけれども、その時その場で投票するかしないかを決めて、投票するとなったときはじめてどこに入れるかを定める行動をとります。これを私は「投票行動の変動相場制」といっているのですが、どうもこの「変動相場制」が理解出来ないメディア、専門家が多いのです。政党支持を聞いても、「支持政党なし」は3割か

ら4割、だんだん選挙が近づくと6割に増えてきます。そして、選挙が終わると、普通は減っていきます。それが今回、新しい傾向が生まれました。選挙が終わったら政党支持が減るのが普通なのに、民主党という止まり木がみつかったものですから、そこに止まっている分だけ支持政党なしが4割台に減っております。減っているということは、自民党支持の部分が減っていますから、実際はあまり支持政党なしが減っているわけではない、自民党支持数が急落したままだということです。しかし、まさに「変動相場制」ですから、この現象はあと何ヶ月続くのかわかりません。

なぜ今回、“予期せぬ結果”、“予期せぬ投票率”になったかということを考えてみた場合に、「新・無党派」がぎりぎりまで自分の選択を決定しなかった。最近ではますます意思決定の回路が遅くなってきております。マスコミが発表するのは選挙の1週間前の調査の、土日にやって火曜日に速版、水曜日に確定版が出るわけですけれども、水曜日のあと、木金土日と4日あるわけです。今回、事後調査をみても、投票日及びその2日前、1日前に決めた人が、投票した人の3割弱を占めているという事実が重要です。今後ともこういう傾向が続くかと思えます。

こういうふうに分けていくと、日本の有権者の行動分析には、日本版の公共選択論が成り立つのではないかと思います。私のとりあえずの研究課題は、輸入版の公共選択論をそのまま踏襲するのではなく、日本発のオリジナルな公共選択論を確立することにあります。そういう目からみますと、今回、勇気づけられる結果になりました。

4 合理的選択の3つの要因

と申しますのは、私は日本人の投票行動の中心、合理的選択のメカニズムというのは、ヨーロッパ型、あるいはアメリカ型と基本的に異なると考えております。つまり、政権交代型の民意体系をしていないのです。今度新しく選挙制度が衆議院において改訂されました。一度だけでは判定できないので、二度目の結果をみて少し考えたいと思えます。戦後民意の第3期以降、いつも3つのメカニズムが働いていることが確認できます。第一は政権党に入れるか入れないか。お上意識という日本人特有の考えで、ともあれ自民党が政権党だから自民党に投票するというメカニズムです。安定と継続をあまりにも尊重すると効率が悪くなるとブキャナンさんやタロックさんという公共選択論の創立者の先生方もおっしゃっています。つ

まり、第一のファクターとしては政権党に入れるか入れないかということで、これは政権党であればいつかは自民党でなくてもいいということになります。第二は政権党でない政党にどれくらい入れるかということ。即ち、第二勢力の政党を日頃は支持しているわけではないが、政権党にお灸をすえるという意味で投票する行動です。そして第三は投票するか棄権するか意志決定のメカニズムです。結局、選挙はこの3つの要因の引っ張り合いで決まります。

1989年以前は、投票率はあまり関係なく、政権党に入れるか野党に入れるかの二つの関係で引っ張り合いをしていた。ところが、89年以降、投票するかしないかという要因が非常に大きなウェイトを占めるに至ってきました。もっとはっきりいえば、投票率は92年の選挙では50.52%、95年では44.52%、今回は58.3%です。これは比例区での数字です。ここに今述べた3大要因のメカニズムの機能のせめぎあいが読みとれます。

例えば95年の参議院選挙を基準として今回の98年の選挙を考えますと、投票率は増えました。そして、野党の取り分は増えました。自民党の取り分は比例区では減りました。したがって、比例区における3つの要因の三角形は、図のように変わってしまった、こういう変化があります。これは、衆議院選挙でも説明できるのですが、おそらく次の衆議院選挙におきましても、96年の選挙と次の選挙を比較すればおそらく同様の傾向がみられると思います。ですから、この3つの要因がひしめきあって、シェアを取り合うというかたちになる、これが、私の言う日本版の民意の公共選択論の基本的フレームワークです。

こうして選挙で敗北を喫したあと、それに懲りずに国民的人気投票ビリの小淵さんが首相になり

ましたものですから大変です。この9月以降、2つの波乱要因が考えられます。

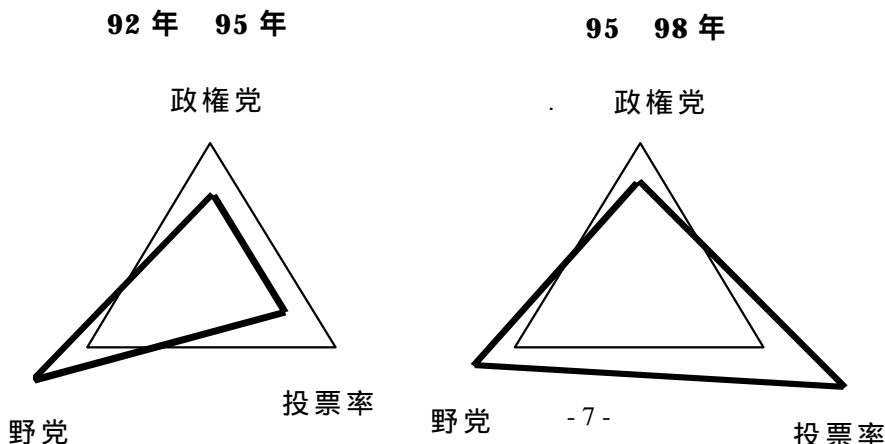
ひとつは、小淵さんであってもなくても持たない不可抗力、つまり不良債権の問題があります。もうひとつは、宮沢さんの大蔵大臣の話ですけれども、私は宮沢さんの今捉えているやり方に反対なんです。まず最初に不良債権の処理をやるべきであって、定率減税を前面に出すというかたちで悠長なことをやっている時間的猶予はないというのが私の見解です。さらにソフトランディングこそ玄人のやり方だとうそぶいていることです。もはやハードランディングは避けられないと考えます。それはともかくとして、一般大衆は小淵さんがなぜ首相になったのかわからないといいますが、プロになる方ほど小淵さんでもいいじゃないかという意見もあります。結局、小淵さんがどうのこうのという要素は、私はあまり大きな問題ではないと思っています。

ちょっと前後して橋本龍太郎さんのときの話に戻りますけれども、橋本さんが10チャンネルの番組に選挙の1週間前にでて、「おれは恒久的減税といって、恒久減税とはいっていない」といったことがあって、そのことが原因で自民党が負けなどというまことしやかな説明が一部学者やメディアでなされたことがありました。事後調査で、そういうことが大きく影響したかどうかということ朝日や読売でみますと、そういうことはほとんど影響していないという結果が出ていました。私は全くそのとおりであって、政策的ないろんなジグザクが直接、今回の自民党敗北の原因とは考えられません。

第3の“選挙の失敗”は、先ほど言ったように“戦略の失敗”、“戦術の失敗”に続いて“広報の失敗”というのがあります。ひとことでは、

“広報の失敗”というのは、大都会というものを全く無視していたことです。きょうご出席の方で、東京、埼玉、神奈川の方で、自民党のチラシが入った方はいらっしゃいますか？ いらっしゃらないはずなんです。全部これはパスした（配付しなかった）のです。今回これがはじめてです。それで、2人も立候補させたのですから、ずうずうしいとしかいいようがありません。

有権者の合理的選択の3つの要因



5 これからの政党の帰趨

これから、投票率は反転現象で再び元に戻ってくるでしょうけれども、各党の得票率というのは非常に変化の激しい時代に入っていくと思います。ヨーロッパ各国では、特に小党分立が激しい国ほど各党の得票率の変動率が高くなる傾向があります。私は、これがやがて二大政党制になっていくということではないと思うし、また、それが二大政党制が望ましいとは思わないという考え方のひとりですけれども、いずれにしてもやがて少しづつ収斂していく方向になっていく。これはまだ、先ほど第3期は2009年までと私が言った以上、まだまだ時間がかかるわけです。民主党が今解散に持ち込めば、そのバーチャルな力で第1党になる可能性があります。しかし現実にはそういうことが出来るかという、難しい。むしろ、さきほど申し上げたように、小淵さん自身が、あるいは自民党政権自身が、不可抗力の海外その他の問題が起こって、ガラガラポンで、解散総選挙を自らするという、早期解散ならばそういう確率のほうが多いと私は考えています。

こういう状態は、自民党にとってもさることながら、民主党にとっても非常にいいのです。巷間噂されている亀裂が、今回のバーチャル現象によって一時的でも回避されたということです。遠くから見る富士山はきれいだと思いますが、民主党は今そういう状況なんですね。これがいつまで続くか。だんだん政権が近づいて、切った張ったというお金の問題とか、外交の問題とか出てくると大変です。民主党は外交に関しては内部は全くばらばらです。政権が近づくと、まず外交面の弱さがばれてくる。いまは一致していないどころか、いくらやっても議論が集約されないという話を聞いております。それだけでなく、金融政策プランも、政権に近づく、あるいは政権をとった場合には、今のような、国民が遠くで見て美しいことばかりいっていらなくなる。その時に民主党がどうかたち、どういう対策、行為をとるか、これも政党の合理的選択を考える場合、非常に面白い材料を提供してくれるのではないかと考えています。

もうひとつ、平等を期すために共産党にも触れておきますが、共産党はみなさんもおっしゃるように第三極の流れで、90年以降増えてきましたが、これはまだまだ増えます。共産党という政党と民主党という政党は、同じこの三角形でも、この台のところは分立しているんです。それは、例えば具体的に今度の政策、公約を見ればはっきり

しています。自民党と民主党は消費税5%、共産党は3%に戻すというものでした（本来はゼロらしいんですけども）。これについては、96年の総選挙で、もう民意のシミュレーションは終わっているのです。どういうことかと申しますと、3%を新進党が掲げて負けました。5%を掲げた自民党が善戦をしました。3%を掲げた政党で支持を拡張したのは共産党だけなのです。で、今回も同じなのです。今でも覚えているのですが、96年総選挙が終わった時に海部元首相が、世論調査をしたら67%、3人に2人は消費税アップに賛成できかねると答えているのに、なんでこんな結果がでるのかと嘆いてみせました。反対といっている人ほど棄権する人が圧倒的に多いということを知らなかったのです。投票する人の多くは共産党に入れているのです。新進党にももちろん票は流れていますが、それは、新進党の今日の敗北のはじまりの原因です。今回も社民党はあわてて5%に戻しましたけれども、時すでに遅かったというか、そういうこととは関係ないほど弱体化していただけたことです。

そういう意味で、共産党へは、簡単にいえば無責任な人たちが流れていきます。要するに、受益と負担の関係についてはある程度責任を持たなければいけないと考えている人たちが、自民党と、共産党を除く野党にわかれていきます。ところが共産党にいる人は大きな政府志向とよくいわれますが、負担ということについてはごまかしているんですね。ですから、伸びはある一定のところまで止まりますけれども、衆議院選挙でも比例区では全部候補者を擁立するわけですから、今回が800万票（96年はまだそこまでいかなかった）ですから、次もやはり800万票くらいいくのではないかと考えています。

こう考えてきますと、次の衆議院選挙はふたつのケースに分かれると思います。年内に小淵政権が行き詰まって短命で終わった場合と、意外とこれが保つ場合も否定できないわけで、保った場合には意外と自民党と民主党が互角の勝負をする。保たなかった短期の場合は、民主党が第1党になるという可能性がある。

今回の参議院選挙で戦術上の失敗がない場合、具体的にいいますと、2人たてないで1人たてた場合はあと5人当選しています。1人区でもあと1人、2人当選しているでしょうから、だいたい50人くらいになります。まあまあ自民党というよりも、今日の公共選択論でいう”制度というものの支配下”のなかで投票すれば、自民党の実力は参議院では50プラスマイナス2~3なの

です。だから、別に驚くべきことではないのです。ですから、今後とも参議院選挙制度のもとでは過半数はとれないと思います。と同様に衆議院においても、私は小選挙区比例代表並立制というなかでは、同じ傾向ではないかと考えております。

問題は、この秋に備えて金融再建にどういう対応をするか。アメリカもこの秋以降きつと危なくなってくる。そうするとますます日本のアジアに対する責任論が火を噴いて、非常に危なっかしい状況に陥ってくるということで、私は小渕政権が

どうのこうというよりも、むしろそちらの方を心配しています。

今回の選挙は、長期的にはやがてくるであろうと覚悟してきたことを今回自民党が経験したということです。したがって、98年の参議院選挙は、戦後の第三期のなかでの折り返し点という位置づけが、時間が経つとともにはっきりしてくるのではないかという感じを強くもっています。

【質疑応答】

以下は、会場に回した質問票についての回答です。

質問1 民意は科学的に測りうるか？ 科学的とは、いつでもどこでも使える尺度を想定することが可能という意味である。

橋本 結論からいうと、民意の公共選択論というものを自立させたいと思っているわけですから、社会科学的という意味では私は測りうると思っています。市場の機能が働かない非市場の測定をどうするかということが公共選択論の原点であるとするならば、民意というものもそういうなかのひとつのファクター、有権者というプレーヤーとして想定するというので、私はこれからの課題という意味でいわせていただければ、測り得るような方向を考えています。

質問2 投票・選挙結果とは、どの程度民意であるのか？

橋本 いかなる選挙結果も、私は民意の反映と考えております。投票率が低いのも高いのも民意の反映と考えております。79年、80年、83年連続して3回こういう現象がありました。野党の得票率は相対的に変わらないが、自民党の得票率と棄権率を足したら、常に3回連続して67%プラスマイナス1%に収まった時期がありました。有権者は、自民党にお灸をすえたい時には棄権し、危なくなったらやっぱり野党に任せられないからといって、(これは55年体制下の話ですけども、)また自民党に入れる。こういう時期がありました。しかし今は、先ほどご説明したようなトライアングルな(三角形の)関係で、低投票率だと決め込んで次の投票率もそうだと考えるのは科

学的な判断ではない。たまたま92年、95年が”お休み”だった。この”お休み”をひとつの変数として入れておかなければいけないというのが、この考え方です。

ところが、あるメディアなどは、棄権するのも当然だ、今の政治が悪いからだといって棄権を是認しました。そこで、私は5月24日の読売新聞に「投票で政治は変わる」ということを書きました。そのなかで、暗に棄権することを認めるような考え方はおかしいということを書いたわけです。

今回の投票率アップで自治省も喜んでおりましたけれども、自治省が貢献したことは、8時まで投票時間を延ばしたことよりも、不在者投票の制限を緩和したことです。それによって大きく投票者が増えたということは、功績が大であると思います。が、しかし、もっと基本的には、1票という変動要因の基礎単位について、今まで無意味だと思っていた人が、そこまで言うならば1票入れてみようということになった。入れたとたんに、「投票で政治は変わる！ 本当だ！」と実感したわけです。そして、いままでと考えていたのとは違う政権、総裁ができるかもしれないというかたちで、バーチャルですが、民主党の支持率が高支持率で残ったわけです。これもいつまで続くかわかりません。

質問3 投票を何らかのかたちで強制するという考え方があるが、それによって民意はどう変わるか？

橋本 そろそろ罰金制度をということを、まだ投票率が低いときにあるメディアが書いておりまし

たけれども、私は全く罰金制度は反対です。

もっと厳しい制裁を加えるところもあれば、あるいはロシアのように50%を超えるまで、じっと投票日を延ばして待っているというような国もありますけれども、罰金というようなことは議会制民主主義の中で発動する手段ではないと思いますから、それによって民意がどう変わるかといわれても、私はそうした前提を反対しておりますので、答えられません。

質問4 日本ではまだ民意の集約と民意の反映への関係の論議が尽くされていないように思われるが。

橋本 まさにそのとおりです。民意の集約と民意の反映というアンビバレントなことを両立させようということで、選挙制度論議がずいぶん行われてきているわけですが、具体的にいうと、今の小選挙区比例代表並立制というのは、比例代表部分を200入れたことによって民意の反映を4割重視している。小選挙区300入れたことによって、6割集約に重点をおいたということがいえます。6:4の構えでやっているわけですが、これが7:3の方がいいのか、あるいは5:5の方がいいのかという議論はあろうかと思えます。また、それより前に、トータルな数、小泉純一郎さんのような極端なことをいわなくとも、500の議席数を400に減らす、参議院も減らすという方向を我々が提言しても、決めるのは国会議員さんですから、これも袋小路に入って非常に難しくなります。議会制民主主義はご存じのように民意の集約と民意の反映との関係のバランスをどうとっていくかに尽きるわけですが、今の新しい選挙制度で最低もう1回か2回はやってみるべき、というのが私の見解です。

質問5 民主党を中心とした野党議員の結集はうまくいくか？ 細川連立政権の経験は活かされるか。

橋本 細川連立政権というのは殿様政権だったものですから、あまり参考にならないのです(笑)。民主党を中心とする野党陣営の結集は、(今回の首班選挙で共産党が初めて菅さんという名前を書いたということは新しい出来事で、共産党の深慮遠望が見え見えなのですが、)それでもなおかつ私はうまくいかないと考えています。次の総選挙までうまくいくというのは、最大一番長い時期でしょうけれども、それ以前の具体的な問題の採

決では、ケースバイケースで、自民党の方は、要するに参議院のことを考えて、この問題は民主党と手を組む、この問題は公明と手を組むとやってくるでしょう。ただし、相手を変えてやっていこうというやり方は、あまり国民受けしない方法です。

自社さ政権が非難されても、自社さ政権ということで最後まで貫き通したということが評価されるべきであって、私は自社さ政権というのは55年体制の終わりの始まりであって、まだ最終の幕は引かれていないという考え方をとっています。しかし、自社さ政権がなぜ保ったかということ、自民党と社会党というのはもはや、89年から90年に至る3大民意の変動要因を経過した後は、基本的に対立するイデオロギーなり理念が喪失してしまったことに尽きるのです。お互いが既存利益を守るということについては共通するということがある。で、そのなかで、プラスの歴史的な役割も果たしているということで、私は自社さを評価する側にずっと立っています。これも異論がある方がいらっしやると思えます。

ですから、このときは民主党、このときは公明党というかたちで、どこまで現在の自民党が引張れるかということについては、民意の方があまり評価をしないだろうと思えます。

質問6 現在の民意の集約は表面的であり、メディア優先的でないのか？ また、民意が集約されたとして、その実行部隊はどこにあるのか。政治家は気づいていないといっているが、無視しているだけではないか。国民が知っているのに気づいていないはずがない。それとも、馬鹿が政治家になっているのか。

橋本 最初の質問ですが、表面的であるというのは、表面的でない民意というものをどう捉えるかということです。私のいう社会科学としての民意の公共選択論の課題です。それを、メディアが優先権を持っているものですから、ご指摘のような現象が起こっているわけです。その実行部隊はどこにあるのかというのですが、これはいまのところ実行部隊は党三役で、政にあるのか官にあるのかという問題も入ってくるのですが、だんだん官から政へ比重が移されているように今のところ見えます。しかし、それに助言をするのも官である限り、あるいは民に独立した権限が与えられない限り、その実行部隊はどこと言われれば、現在の政権では、あるいは政権党では、今のところ自民党、要するに政権党の主流派といわれる人

たちです。例えば、今回の内閣で言えば野中さんという中核の人がいて、その補佐官的なものがそのまま残っています。そういうことだと思います。

政治家は気がついてます。特に若手、都市部出身の政治家はほとんど気づいています。ですから、都市部の政党を作ろうという動きがあるんですが、なかなかこの足を踏んでいます。彼らは非常に危機意識をもっています。これをフォローしないと次の総選挙あたりで自民党が分裂する可能性が強まることとなります。

質問7 民意の形成にマスコミの選挙予測のアナウンスメント効果はどの程度か？ また、政治報道のワイドショー化の功罪について、どう考えるべきか。

橋本 後半については、今日ご出席の草野さんにお答えいただきたい・・・(笑)。

アナウンスメント効果については、永年いろいろいわれています。政治を知らない選挙学者が事後解説していますが、アメリカ輸入の政治学を信奉している先生が多くて、私はこういうことは、輸入学問の言葉でなくて日本語でいえるのではないかと思っています。日本語だって、例えば勝ち馬に乗るとかいう言葉があります。しかし、勝ち馬に乗る人ばかりかというところではないのが国政選挙の特徴で、これはやはり日本人もそう捨てたものじゃないというようなことを最近感じています。

しかし、ムラ社会的なものが残っている選挙区というのはまだ全国に数多くあります。そういうところではアナウンスメント効果というのは非常に強いんですね。負けたら村八分という言葉もあるようですが、小さな村へいくと、だれがどっちに入れたかというのはすべてわかるという老人がいらっしゃるようです。そういうところが減ってきたとはいえども、未だに健在であるところもあるというのも事実です。今も、投票率が常に95%を割ったことがないという村もあります。

草野(慶大教授) 私も当事者の一員ですからあまり大きなことはいえないのですが、ワイドショー化もそうですが、一番大きなことはテレビメディアの限界と効用ということなんですね。これだけの難しい社会で、複雑多岐にわたる問題を、一定時間内で視聴者に分かりやすく説明するというのは非常に難しいということです。今回の金融再生トータルプランにしても、もちろん不良債権の問

題を含めてですけれども、これは専門家にもわからない。大蔵省にもわからない。仕方がなくて民間の金融機関に知恵を授かりながら、ああいう計画をつくったという。それを考えるだけで、いかに難しいかということがわかるわけです。

それから、今いったことと重なりますが、テレビメディアは時間が制約されていて、その中できちっと説明するという条件があります。と同時に、映像を使いますので非常にインパクトは強い。物事を単純化する。で、時間の制約があるために、また単純化しなければいけないという限界があります。

それから、第三番目に、注意しなければいけないのは、それがあがるために、作り手の方が操作をすることが非常に容易である、物事を単純化するという意味で。だから、僕は田原さんを基本的に支持していますが、田原さんは時々彼なりのシナリオに沿ってディスカッションをまとめていくというところがあります。それがひとつの大きな問題点であるかも知れません。

第四番目に注意しなければいけないのは、プレイバックがきかないということです。新聞ですと、記事を何回も読み返して、これちょっとおかしいというように疑問を持つことができるんですけれども、テレビの場合は、よほどの場合でない限り、録画しておいて後でということはない。その反面、与える印象が非常に強いものですから、これは注意しなければいけない。

そういう点で、テレビ番組のなかで、この複雑な社会現象をうまく分かりやすく説明している番組を一つおすすしたいんです。是非ごらんいただきたいですが、日曜日の朝の8時から「こどもニュース」ですが、これは、お年寄りから子供まで、今非常に隠れた人気番組になっています。不良債権問題もあれを見るとたちまちわかるということで、絶対に見ていただきたいと思います。

橋本 今の関連で、例えば恒久減税という意味を正しく理解している人は本当に少ないのです。そういうことにはっと気づいて、私の研究室で、6月に、恒久減税とはどういう意味か次の中から選んでくださいという調査をしました。その答として、として、特別減税をこれからはずっと続けることである。は、本来のきちっとした恒久減税の意味を書いて、わからない、と書いて選択してもらいました。一番多かったのは、わからないというもので、4割強ありました。3割は特別減税がこれからは続くことだという答でした。これが恒久減税だと思っているのです。続

いてやっと正しい理解ができました（選挙後の調査で、同様の質問結果はかなり正解度が高くなった）。

国民の非常に多数の方は恒久減税の意味がわからない。ましてや、恒久的減税と恒久減税の差などわかるはずがない。ですから、それで自民党が負けたなどと解説するセンスはどういう神経かと疑いたくなります。ですから、そういうことで、まさにプレイバックできないということの強さと弱さが併存しているんですね。ですから、今回テレビの影響というよりもメディアの影響は、だんだん有権者の選択基準から比重が低くなってきたと考えています。これも90年代以降の新しい民意の表現の特徴なんです。意外と自分の肌感覚、皮膚感覚で判断しているのです。

質問8 今回の投票率上昇の原因はなにか？ 投票率上昇は一過性のものと考えていいのか。

橋本 きょうの私の話に回答が出ていたと思うのですが、もう一度おこたえさせていただくと、確かに投票にいきましようというキャンペーンは、食欲のない時の梅干のような役割をしたけれども、これはもっと根本的に現代の有権者に、これ以上我慢できないというような気分が蔓延してきたことが大きいと思います。初めて人間が人間らしく行為を行う、選択をする、ということがどういうことか、一般大衆の人ほどわかってきたのです。

あまりにも利害関係ばかりに目を奪われていると、今回の自民党はまだいいほうなのですから、政党の没落という究極の姿がでてくる。今回の新しい特徴のひとつは無所属立候補者で、選挙区で票数が21%を占めている。自民党に次ぐ第2位なのです。今までは、相乗りはけしからんということで、今までの民意では相乗りの候補者は票を稼げなかったのです。マスコミ、メディアがだれも指摘していないのですが、これが1000万票を遙かに超える票をとったということは、今度もたとえ小選挙区といえども、その意味するところは大きいと思います。

草野 もう我慢できないという一般有権者の声が強くて、投票率がアップしたというお話なのですが、それをなぜ専門家あるいは大手のメディアが15%弱のアップを予想できなかったのか。例えば熊本の補選が最後だったと思いますが、補選がいくつかあって、全部投票率が低かった。全部自民党が勝った。こういうようなことを前提に

して、今回の参議院選挙を予測したのでしょうかけれども、それが1週間ほどでがらっと変わってしまった。非常に短期間で、最後の3日間位で投票行動を決める、政党支持を決めるということはわかったのですが、投票に行くかどうかということを決めるのもやっぱり1週間位前ということになると、その投票の1週間前にならなくなったのかということになると、もう我慢できないということが投票の1週間前に急に起きたわけではないと思うんです。15%アップというのはなんなのか。どれも説得力をもって説明していないのではないかと思う。ある人は、自民党のテレビメディアを使ったキャンペーンが一見良さそうで、きわめてマイナスであった。プラス指向といっているのはなにさまのつもりだ、という印象を与えたという説明をしていた人がいます。私は何となく、それが説得力を持っているような気がするんですが。

橋本 私もそういう広報の失敗が大きかったと思います。なにがプラス指向ですか！しかし、ご指摘されるような大幅アップの原因の第一が自民党のキャンペーンであるというのは賛成できません。また、私の今日の説明ではまだ説得力がないというのは、私の説明の内容が説得力をもっていないのではなくて、私の説明の仕方が説得的でなかったということでしょう。

6月末に調査をするまでは、実は私も投票率は前回より低いものだと思っていました。ところが、3年前の調査よりも非常に高くなるとの結果になったのです。前回に比べて10ポイント上がるぞ、これはおかしいなと思いました。

時々、世論調査をやっていると、コンピュータがまちがっているのではないかと思うことがいろいろあります。例えばこの春先、あなたは楽観的ですか、悲観的ですかと聞いた調査があります。いろいろと政治のこと、経済のこと、将来のことを聞きますと、悲観論者が国民の8割近くを占めています。ところがあなた個人についてどう思いますかということ聞きますと、自分のことについては7割は楽観的なのです。非常に不思議なんです。これは逆じゃないかと思ってチェックし直したのですが、本当だったのです。あるテレビメディアが、私のいっていることを確認しようとしてやったのですが、ほとんど同じ結果が出ました。ここに今の日本人についての非常に重要な問題点が隠されています。楽観的と思っている人の方が、実は投票に行っているのです。悲観的な人は投票には行っていないのです。

同じように、必ず投票に行くという人がどれくらい投票に行くか。それから、その時になってみないとわからないという人が、実は解明が非常に難しいんです。必ず投票に行くというのがだいたい50%台、うちの調査で52~3%です。この人たちがすべて100%投票に行くとは限らないのです。これは、メディアで最大公約数をとると52~3%になったみたいですが、問題はその時になってみないとわからないという人たちです。私のいう、即時的、即場的という観念のなかで、時間がだんだん近づいていく中で、その時、その場で決める人を絶対軽蔑すべきでないということを私は考えています。これからも、そういうような合理選択がでてくる傾向は変わらない。したがって投票率は一応底を打ったと考えています。したがって、投票率アップの最大の理由は日本人の行動パターンが根本から大きく変質しつつあることです。このことを理解できるようになるには、次の総選挙を待つよりないと考えます。

質問9 今回の参議院選挙の結果は利益誘導型の政治が国民権者に支持されなくなったということの現れと考える。したがって、利益誘導をその基盤としてきた自民党は余程の大変革をしない限り、その存在が困難になってくると思われる。そこで55年体制が完全に終焉すると考えれば、民意はどのような政党再編を望んでいると考えるか？

橋本 簡単にいえば利益誘導型の行き詰まり、利権政治の行き詰まりというものの認識が、自民党がどこまでできるかということです。ゼネコンがこれだけ不況になって、ゼネコンに頼っては選挙はできない。あるいは郵政改革も公社化の方向に歩んだ以上、後戻り出来ず、やがて民営化せざるを得ないのだと私は考えます。これを民主党が取って代わって本気で実行出来れば、政権交代型の政党システムができていくと思います。

ですから、民意がどのような政党を最後に望んでいるかということ、それはもちろん政権交代型ですけれども、実は交代型の民意関係にまだなっていないということは、選挙民がうすうす感じています。今、私はこれを民意の「配分型体系」といっています。「交代型の体系」になるには、自民党がもう一回分裂し、民主党もどうなるかわかりませんが、まだ少し時間がかかる。しかし、折り返し点を今回踏んだことは確かだろうと思います。

調整はその行政目的に実現の観点からの横断的調整ということになるが、具体的にいかなる課題がどれに属するかを画一的、形式的に定めることは困難である」と小里総務庁長官は答弁した(4.28衆特)。また、総合調整という言葉は内閣官房及び内閣府に限って用いており、対等な立場での各省間の調整とは異なるとの説明も小里長官からあった(6.5 参特)。実際は、この小里長官の

課題先送りの中央省庁再編(下)

国会議事録の点検

NOTE: ニュースの6月号で、この稿の(上)を載せたが、その続きを書く間に橋本内閣は小淵内閣に交代し、閣僚もすべて入れ替わってしまった。果たして前任者の国会での答弁が今の内閣をどこまで拘束するのかかわからないが、しかし、8月の所信表明演説で小淵首相は中央省庁再編については予定通り来年4月に関係法案を提出すると述べているのであるから、多分、継続性はあるのだろう。いささか気の抜けたビールのような作業になってしまったが、しかし、これからの作業を監視するためにも、前回触れられなかった問題点について点検しておきたいと思う。また、最近、作業基準などについて新たな報道が行われているが、それらについてはまた別の機会にまとめて点検することとし、ここでは原則として国会議事録の範囲での作業としたい。なお、文中4.20 衆特などあるのは、4月20日の衆院行革特別委員会、参特とあるのは参院行財政改革・税制特別委員会の略である。

(事務局)

内閣官房と内閣府

各省間の総合調整を図る機関として、内閣官房、内閣府が置かれ、また府省間の政策調整という規定もあるが、どのような行政課題がどの種類の調整の対象となるのか、との質問に対して、「内閣官房は高度な政府全体の課題。内閣府は官房を助け、全政府的課題の具体化、言葉を変えれば、各省間に幅広く関係する課題であり、各省間の政策

調整はその行政目的に実現の観点からの横断的調整ということになるが、具体的にいかなる課題がどれに属するかを画一的、形式的に定めることは困難である」と小里総務庁長官は答弁した(4.28衆特)。また、総合調整という言葉は内閣官房及び内閣府に限って用いており、対等な立場での各省間の調整とは異なるとの説明も小里長官からあった(6.5 参特)。実際は、この小里長官の

説明とは違って、総務省の機能についても「政府全体を通ずる人事計画などの企画立案及び総合調整」という文言が使われている（17条）が、これも総務省が各省より一段上の立場から調整して総理大臣を補佐することを示していることになる。

内閣府の任務として、経済財政政策、総合科学技術、防災、男女共同参画の4つが特記されているが、この理由はなにか。例えば、少子高齢化対策はなぜないのか、という質問に対し、これは行革会議の論議を踏まえたもので、これ以外にも内閣府の調整課題としてありうるし、どういうものがあるかは今後具体的に検討しなければならない、という坂野政府委員の答弁があった（4.28 衆特）。さらに、ほかの3つは総理大臣を長とする会議が設けられるのに、なぜ、男女共同参画会議だけは官房長官が長なのか。軽く考えているのかとの質問に対し、男女共同参画問題については、総理を本部長とする推進本部が設けられており、それを補佐する機関としての会議は官房長官を長とすることとした、と橋本首相は答弁した（6.8 参特）が、なにか少し割切れない説明ではある。

また、予算編成に関しては、「基本方針を定めるのは政党政治であるから、当然、与党の意見も反映するが、相当部分が行政府内部における論議の中からその基本方針に影響を与える部分がでてくるのが現状である。しかし、経済財政諮問会議を内閣府に設けることによって、学識経験者、民間の方々も閣僚と同等の立場で論議することになるから、おのずとそこには従来とは異質なものがでてくる。同時に、実務についても見守っていくので、実態上は大変大きな違いをもってくる。その上で、実務的な編成作業そのものまで内閣府が受持たなければならないとは考えていない」との答弁を橋本首相は行っている（4.28 衆特）

基本法では、内閣官房や内閣府では行政組織の内外から人材を登用するとあるが、村岡官房長官は、その具体化については今後検討する（4.28 衆特）と答弁したが、橋本首相は6月2日の参特で、内閣官房のポリティカル・アポインティについては、終身雇用がなお定着している状況においては、一定の限界がある。したがって、慎重にこの制度は運用すべきであるとの答弁を行った。

なお、「各省間の調整をすべて内閣官房にもってこられては内閣官房の機能が麻痺するので、各省がそれぞれの行政目的の遂行に必要な範囲においては他省との調整を積極的に行うべし、その仕組みを今後作ると言うことで、基本法にも各省間の調整システムの規定を置いている。現在のいわゆる総合調整官庁が行っている機能の一部は、こ

うした各省間の調整機能に吸収されるが、なお残るものについては内閣官房あるいは内閣府にその機能が移される」との説明を坂野政府委員は行っている（5.7 衆特）。

国土交通省

「1府21省あった役所を半分にして大きくくりした、その結果、大変巨大な役所ができた、こういって本当に問題がないかという懸念が出てくるのは当然だ」というのは、4月20日に衆院特別委員会で審議が始まった時の与党議員からの冒頭質問であるが、以来、国土交通省、労働福祉省、総務省などの省の権限、人員、予算などが巨大すぎるのではないかと指摘・質問は、何度も繰り返された。

巨大官庁であるとの批判は国土交通省に向けられたものが多いが、これに対する答弁は、時間の経過とともに変化した。4月20日の衆院特別委における答弁では、橋本首相は「本省が持つ機能、これは企画立案というものを重点にする。そして、ここが実施するものも、本当に全国的な視野を持って、相当幅広い仕事、大きな仕事に限定をし、あるいはそれに関連する部分で直接行う仕事は切ってしまう。そして、それぞれのブロックに実質的な予算、これは執行までを含めて集約する」と述べており、5月7日の衆特においても、小里長官はこの橋本首相の答弁内容を繰り返している。ここでは、もっぱら本省と出先との分担しか念頭になく、出先に仕事を下ろすことによって巨大官庁の批判をかわせると考えていたようである。しかし、出先機関に権限を下ろしたところで、その最終的責任は大臣が負うことには変りはないし、逆に、大臣が責任を負わないとすれば大問題だとの指摘（4.22 衆特）もあり、また、地方分権に関する質問も繰り返し何度も行われたこともあって答弁は次第に変化し、審議の最終段階である6月5日の参議院特別委員会において、橋本首相は、「公共事業につきましては、まず国と地方の役割分担を徹底して見直す。同時にその上で、さらにその事業の決定及び執行に関する本省の権限を地方支分部局へ移譲する。そして、事業の決定過程の透明化、評価の適正化などの見直しを図ることによって、非効率でありましたり効果に疑問がある事業が不透明、裁量的に決定されていくようなことを防止する。」などと述べたあとさらに言葉を継いで、「公共事業について、国が直接行うもの、それは全国的な政策、計画の企画立案、また全国的見地からの必要な基礎的、広域的な事業に限定をし、その他の事業については地方公共団体

にゆだねていくことを基本とする。できる限り適切な目的を付した統合的な補助金などを交付して地方公共団体に裁量的に実施をさせていく、そうした考えをとっておるわけでございます。」と答弁している。

さらに、「従来、どうも実は地方支分部局のところまでで権限がとまってしまおうような議論が報道等でもなされておりました」と述べたあと、再び国と地方の役割分担の見直しを行うことを強調してこの考え方を否定し、「今のまま寄せ集められて、巨大な省庁にならないような努力を最大限するという意味か」という野党議員からの確認の質問に対し、「議員からご質問のありましたような姿の官庁になってはいけないと思う」と答えている。

こうして見ると、一応、議論としては筋が通ったことになるが、具体的にこれをいかに実現するかは別の問題である。この国と地方との公共事業の仕分けという困難な仕事は、地方分権推進委員会が押しつけられ、10月末には第5次勧告としてまとめられることになっているが、建設省などとの協議はまったく進展していない。フレームづくりの作業には腕まくりして首相が自ら参加したが、その中身を決める作業は審議会任せというのは無責任すぎるのではないか。しかも、その後、内閣が交代してしまい、推進委員会ではほとんど困惑しているようだ。しかし、ろくでもない勧告にしかならず、結果として巨大な国土交通省が誕生することになるようであれば、これは阻止しなければならないだろう。

総務省

「現在の総務庁、郵政省、自治省、公正取引委員会という、あまり脈絡のない所掌事務を扱うところが一括して総務省になる印象があるが、これで本当にうまくいくのか」というもっともな質問(4.20 衆特)に対して、総務庁長官からは、郵政関係職員を現在の国家公務員法の対象から外すから巨大官庁とはならないというトンチンカンな答弁があったものの、脈絡のない寄せ集め官庁ではないかという点についてはなにも言及がなかった。この問題については、4月22日の衆特でも「自治省は総務省に統廃合されるということだが、どのような哲学、理念、理由あるいは必然性でこういうことになったのか。大臣が一人で、電波関係の国際会議に出席し、同じ人が地方自治、地方分権、地方財政にまで目配りするというのは、スーパーマンでなければとても無理だ」という指摘が行われたが、小里長官からは地方自治は前進

こそすれ後退することはないという答弁しかおこなわれなかった。

なお、「総務庁の仕事とは、各省行政に広くかわる制度の管理運営、また、政府全体の観点から行われる事務で社会経済的にも重要な機能を果たす、そういうものを担当する」との説明が小里長官から行われた(4.22 衆特)のに対して、地方行政ならまだわかるが、なぜ放送行政がくつつくのか、独禁政策がくつつくのか。どうせなら、法務省も一緒にすれば良かったのではないかと、その質問に対しては、「電気通信や郵政事業は21世紀を切り開く重要戦略分野であり、今後の急速な発展と各分野への広範な影響がも込まれること、あるいは産業、国土交通、科学技術等行政の各分野に広範に関係することを踏まえて、総務省に置いた」との説明が小里長官から行われたが、それなら法務省も環境省も同じことだと再質問については、「一定の概念で整理、区分をしなければ限りなく大きくも出来るし中幅でおくこともできる。先ほどの考え方で大きくくりでそういう整理をした」という答弁に止まった。

4月28日の衆特でもこの問題が蒸し返されたが、橋本首相は総務省の役割として前述の小里長官の定義を繰り返しただけである。郵政事業はなぜ総務省に置かれたのかの説明として、「郵政事業に関する事務は、特定の行政の立場からではなく、政府全体の観点から行われる必要がある。かつまた、財務省あるいは経済産業省等、他の特定の省に置くことは適当としない」との説明が坂野政府委員から行われた(4.28 衆特)が、この説明の後段は、「どこにも置けないからここにおいた」という意味であろう。なお、重ねて、郵貯や簡保は金融であり、なせ、これは内閣府に置かれる金融庁の監督にならないのかとの質問に対し、「金融監督庁は民間金融機関を監督するものであり、これが金融庁に改組されても変わらない。公的金融は国が最終的に責任を負う国営であり、おのずから役割が違う」との説明が坂野政府委員からあった。それでは、力士と行司が兼ねていることになるとの意見については明確な答弁はなく、すれ違いのまま終わっている。

また、公正取引委員会はむしろ一段上の内閣府に置くべきではないかとの指摘(4.22 衆特)に対して橋本首相は、「公取の機能強化には異論はない。しかし、それを内閣府に置くとなると、その組織の性格から、逆にその強さが反対に出てしまいはしないか。バランスをとる上で、総務省の方がよいのではないかと思う」と答弁した。これは、公取の独立した職権行使に一定の枠をはめる

という考え方なのであろうか。ただしここでは、それ以上の議論にはならなかった。

なお、公取、特許庁、電波監理審議会、公害等調整委員会、海難審判庁という準司法機関を統合する案が行革会議の最終報告にあるが、これについての法務省の見解を質したことに對し、規制緩和の進展に伴い行政審判の機能がより重要になることから、政府としてもその充実強化とその組織のあり方を検討する。法務省はこれを支援すると基本法50条にかかれており、法務省としては支援していきたいとの答があった(5.8衆特)。

出先機関

地方支分部局、いわゆる出先機関の役割、特に巨大化が懸念される国土交通省の出先機関の役割についても、何度も質問が繰り返された。

すでに紹介したように、国土交通省本省は企画立案を行い、その実施は切り離して出先に行わせるというのが基本姿勢である(あとから、その前に国と地方の役割分担を徹底的に見直すという答弁が加えられた(6.5参特))が、「直轄事業の事業個所の決定等については、地方支分部局の長が当該地域における計画に基づいて行う(4.22衆特)」という坂野政府委員の説明に対して、地方支分部局の長が大臣の監督を離れて勝手に個所づけを行うとすれば問題だ、あくまでもこれは大臣の監督の下にあるはずであって、そうだとすれば企画と実施を分離すると行ったところで全体の権限の範囲が少なくなるわけではない、という指摘が行われた(4.22衆特)。

さらに具体的な機能については、各地方支分部局ごとに所要の予算を一括して配分するという仕組みとする(小里:5.8衆特)、地方整備局を設置し、企画立案機能と実施機能を一体的に行う(瓦建設相:6.8参特)、大臣権限を大幅に地方支分部局におろして、地域の実情にふさわしい計画を立て、そこで事業執行が出来るように、現場完結主義という一つの合理的な手段としての考え方をとっている。なおまた、公共事業についても、ブロック別の地方支分部局が事業の実質的な決定権あるいは執行機能を有するような仕組みを考えていく、(小里:6.2参特)という答弁があった。これに対して、地方側から見ると、地方出先機関の方が割合固いことを言って、おなじことを企画立案する本省の方が割合柔軟だというケースが間々見られるが、その調整をどう行っていくのか、という質問に対しては、「十分それらのことについては指導、管理をする」と小里長官は答弁したにとどまった(6.2参特)。

小里長官は、4月24日の衆特において、「あらたに地方支分部局という組織体を物理的につくるのではなく、現在の4省庁がそれぞれ持っている出先機関を統廃合する」と説明したが、たとえば中部地方では、建設局は岐阜・静岡・愛知・三重の4県が対象であり、港湾建設局も偶然同じ。しかし、地方航空局は静岡が東京管区、地方運輸局は4県プラス富山・石川が入る。こういうものをどう整理統合していくのか、さらにいえば、農水関係、法務省関係それぞれバラバラである。との指摘に対しては、「可能な限り統合してほしいけれど、しかしながらなかなか専門的任務性というものが特徴的だという議論もなされておりまして、そういうところは関係省と十分協議していかねばならぬ、さように思っております」と、いたって歯切れが悪い答弁しか小里長官は行わなかった(6.8参特)。なお、地方出先機関の統合については、「大蔵関係でも税務署の524は別としても、それ以外に292ある。これらが整理統合の対象となるのであるから、多事多難である。」といささか弱気の答弁も小里長官は行っている(6.9参特)。

さらに、各ブロック毎に都道府県知事あるいは出先機関の長による総合調整を行うための組織として地方行政連絡会議というものが置かれているが、これは十分活用されてはいない。地方支分部局のあり方の見直しとあわせて、この連絡会議の積極的な活用を検討していきたいとの説明も政府委員から行われた(6.9参特)。

補助金

公共事業に関する補助金については、基本法46条において、国が個別に補助金を交付する事業は直轄事業に関するもの、国家的事業、先導的事业、短期集中的に行う必要のある事業など、特に必要がある事業に限定し、その他の事業に対する助成については、できる限り、個別の補助金に代えて、適切な目的を付した統合的な補助金等を交付し、地方公共団体に裁量的に施行させる、との規定がおかれているが、この統合的補助金の交付は具体的にどう行うのか、地方出先機関はどのように関与するのかという質問に対して、「この補助金の交付決定なり公布手続きに関する事務も、可能な限り地方支分部局の長に委任していくことが必要であると考えている。その手続きについては、これから具体的な検討が進められていくものと考えている」との説明が坂野政府委員から行われた(5.7衆特)。

また、省庁再編に伴い、特定財源の取り扱いが

どうなるのかとの質問に対して、瓦建設大臣は、「道路財源を他の交通機関への安易な転用することは、受益と負担の関係を崩すことになり、納税者の理解を得られない」、藤井運輸大臣も「適当であるか、納税者の理解が得られるかなどを踏まえて、今後慎重に検討していく必要がある。ただし、こうしたことも踏まえながら、総合交通体系を整備していかなければならない」と、それぞれ答弁した（5.7 衆特）。この特別会計の問題は参院でもとりあげられたが、橋本首相は「特別会計を全部なくせといわれるが、目的税を全く違うことに使うことを国民の了承を得ずして簡単に結論を出すべきものではない」と答弁した（6.8 参特）。

特別行政法人と特殊法人

新たに設立される特別行政法人とはどのようなものか、それは今までの特殊法人とどこが違うのか、特別行政法人を設置することによって、これまでの特殊法人はどうなるのかなどは誰でも抱く疑問であるが、衆参両院においてもこの点についても質問が繰り返し行われた。

これについて、「今日の特殊法人は多種多様で共通の業務運営上の原則がない。主務大臣の強い事前規制を受けてはいるが、業務機関自体としては責任体制が不明確である。また、運営が極めて非効率で硬直的である。経営内容も不透明である。独立行政法人とは、これらを裏返したものであって、組織運営の共通のルールをつくり、明確な目的と責任のもとに、自主的な自律的な業務の運営ができるようにした。そういうところが大きな特徴であり、また、企業会計の導入など弾力的な財務運営もできるし、職員もやる気が旺盛に出てくるし、徹底した情報公開も期待できる」旨の答弁を小里長官は行った（4.20 衆特）。

特殊法人がこんなにひどいものならば、まずその改革が先決だと思うが、橋本首相は独立行政法人の特徴を繰り返した後、「これらは今の特殊法人にも求められるポイントであり、その意味で似てくる部分もあることは否定しない。しかし、特殊法人と、今国が実施している業務の中から独立行政法人化していこうというものは、おのずから違いがある」旨の答弁を行った（4.28 衆特）。

基本法43条には、国の試験研究機関の独立法人化がうたわれているが、「農水省の試験研究機関については、研究の効率化に資するものとなるか等の観点を踏まえて慎重な検討が必要である」と島村農水相は消極的な態度を示したのに対し、谷垣科技庁長官は、「独立行政法人とは、研究機

関の多様性に即して、自律性や競争性や、自主性や裁量性を生かしていく方向で考えたときにはこういうものが必要であろうという議論である。したがって、制度化していく場合にも、当然そういうことを念頭に置いて進めなければならない」とやや積極的な答弁を行った（4.24 衆特）。薬事行政については、「独立行政法人とは国が自ら主体となって実施しなければならない事務事業ではないというのがひとつの要件であり、医薬品の承認とは私人の権利を制限する公権力の行使にかかわるものであり、国民の生命、健康にかかわる仕事であるので、国自らが責任を持って対応する必要がある」と厚生省の政府委員は答弁した（5.7 衆特）。また、国立大学について町村文相は、国立大学が今のままで良いとは思わないが、独立行政法人に心底馴染むものであるかどうかは、今後さらに慎重に検討を要するものであると考える」と答弁した（5.8 衆特）。

また、独立行政法人は、民営化の過程と考えていいのか、との質問に対して、小里長官は、「独立行政法人の中にはそもそもその性質上民営化に馴染まないと考えられるものもあれば、民営化の方向で検討に踏み出すものもある。また、経営管理責任者や従業員の意向を大事にしながら、また業務の趨勢を見ながら判断する」との答弁を行った（6.3 参特）。

独立行政法人の職員の身分については、「その特別行政法人の目的、業務の性質等を総合的に勘案して必要と認められるものについては、国家公務員の身分を付与するものとしている」との説明が坂野政府委員から行われた。また、この点に関して、参考人として出席した水野前行革会議事務局長は「独立行政法人というものを各省が進んでやってもらうためには、この制度を相当幅のある、公務員型もあれば非公務員型もある制度設計とした」との意味の説明を行っている（4.30 衆特）。

なお、郵政事業を新型会社にするというが、なぜ独立行政法人ではいけないのか、との質問に対して、小里長官は「郵政公社も基本的方向性は独立行政法人とさほど違いがない。しかし、独立行政法人は企業性や独立採算性を前提とせず、必要に応じて財政措置を講ずることも想定しているのに対し、郵政事業は企業性を有し、独立採算を前提とする企業的な経営組織とするため、新たな公社の仕組みを適用することとした」との趣旨の答弁を行った。これに対して、「公社の方が企業的な運営を目指すというのにその職員は新型の国家公務員で、企業性の少ない独立行政法人には非公務員型もあるというのは矛盾ではないか」との質

問が行われたが、「独立行政法人は民営化などいろいろなことがあるかもしれない。したがって、両方にかけて。一方、郵政事業については公務員がいいという世論もあった。しかし、公務員という身分を保障するにしても、新しい理念、新しい概念にもとづく公務員という形を形成することが

妥当である」との答弁があった。(4.28 衆特)

このほかにも、論議された問題はいくつもあるが(たとえば幼保一元化の問題、消費者行政、ODA等々)が、とりあえず、前国会議事録の点検は、ここまでとしたい。

1997年度事業報告ならびに会計収支報告

去る8月6日の第19回定時総会におきまして、1997事業年度(1997年7月～98年6月)の事業報告ならびに決算が承認されましたので、ご報告いたします。

1997事業年度

社団法人行革国民会議事業報告

1998年8月6日

第19回定時総会

1997事業年度(1997年7月1日から98年6月30日まで)における社団法人行革国民会議の活動は次の通りである。

1 第17回総会の開催

1997年8月5日、第17回総会を開催し、96年度決算の承認と1997年度民間版行革白書(後述)の決定を行った。

なお、総会議事終了後、民営化研究会がとりまとめた「郵政3事業改革への提言」と「国鉄改革の仕上げに向かって」の2つの報告書をもとに、討論会を開催した。

2 第18回総会の開催

1998年6月24日、第18回総会を開催し、98年度予算・事業計画の決定ならびに役員改選を行った。

総会終了後、自民党行革推進本部の柳沢伯夫事務局長から「これからの行革の課題と戦略」について話を伺ったあと、意見交換を行った。

3 第13回民間版行革白書「この1年間の行革の歩み」の発表

97年8月5日の第17回総会において、1997年度民間版行革白書を承認し、公表した。この白書は、行革国民会議の行革関連新聞記事データベースから、主要項目毎に記事を検索し、それを年表形式にまとめ、簡単なコメントをつけたものである。1984年の「行革の進捗状況の採点表」の発表から数えて13回目になり、また、1988年に現在の形式になってからも10回めの発表となる。

4 民営化研究会報告：「郵政3事業の改革について」「国鉄改革の仕上げに向かって」を発表

郵政3事業改革ならびに旧国鉄長期債務処理問題について緊急提言を行うため、97年6月、民営化研究会を組織して緊急提言のとりまとめに入り、8月5日の第17回総会において発表した。

その後、行革会議の中間報告が9月3日に出されたあと、議論が後退していく情勢となったので、10月1日、改めて意見をとりまとめ、行革会議に提出した。

5 会員討論会の開催

国民会議として議論しておくべき重要テーマについて、以下の通り会員討論会を行った。

8月5日 「郵政3事業改革」「旧国鉄長期債務処理問題」について、民営化研究会の報告をもとに討論

9月24日 「情報公開法案について」

政府で準備中の情報公開法案について、問題点などをめぐって意見交換。情報公開法制定推進会議と共催

10月29日 「英国労働党政権下の行政改革について」

竹下 讓神奈川大学教授が最近の状況について報告

11月27日 「財政再建と景気対策」

賀来景英大和総研副理事長が報告し、そのあと討論

1月26日 「次期年金改正の課題」

山崎泰彦上智大学教授が報告し、そのあと討論

4月3日 「これからの医療改革のあり方について」

丹羽雄哉与党医療保険制度改革協議会座長を招いて、意見交換

6月24日 「これからの行革の課題と戦略」

柳沢伯夫自民党行革推進本部事務局長を招いて、意見

交換

このほか、後掲の「市民立法機構」の第2回総会（98年5月29日）には、国民会議の会員にも参加を呼びかけた。

6 情報公開法制定推進会議の活動

行政改革委員会で情報公開法案の検討が行われることとなったのに対応して、国民会議では、これまで制定をめざして運動を続けてきた市民グループとの連携を深めるため、各界の参加を得て、94年10月24日、「情報公開法制定推進会議」を結成し、行政改革委員会行政情報公開部会の検討状況について、常時フォローを続けてきた。

行革委員会によって要綱案がとりまとめられたあと、政府部内で法案作成が行われている9月24日、国民会議と推進委員会合同の意見交換会を開催し、さらに政府の作業を監視していくことを申し合わせた。

7 パイロット自治体会議の運営

94年1月に結成された「パイロット自治体会議」は、第2次応募の自治体からの参加も得て19市町村の首長で構成され、国民会議が事務局を引き受けて会合を続けてきている。

最近では、地方分権推進委員会の活動を市町村の立場から見守り、審議に参加している委員や事務局との意見交換を中心とする活動を行っている。

8 地方主権全国フォーラムの開催

92年10月のいわき市の開催ではじまった地方主権全国フォーラムはほぼ半年に1回の割合で榛南、八戸と続き、94年7月1-2日、柏崎市で第4回を重ねるにいたった。柏崎のあと一時企画が中断したが、95年10月に帯広において第5回フォーラムが開催され、第6回フォーラムについては、97年7月5日に新潟県清里村で開催された。

9 「市民立法機構」の設立

改革をめざす多くのグループの関係を図るとともに、それを具体的なシステム改革に結びつけていく工夫が痛感されている。95年秋頃より、そうした具体的な組織として「市民立法機構」を設立する構想を国民会議と全国市民運動センターと共同で進めてきたが、96年7月19・20日、神奈川県湘南国際村において有志による集中ブレインストーミングの会合を経て、11月22日には設立準備会、97年5月9日には設立総会を開催し、活動を開始した。

初年度の活動としては、NPO法や情報公開法、自治基本法などの議論を側面からトレースするとともに、リターンブル瓶の普及問題、男女共働社会のための税・社会保険制度改革、寄付税制のあり方について、研究を開始した。

10 研究会の発足

国民会議としての意見をとりまとめるために、研究会を発足させた。

民営化研究会（座長：鈴木良男旭リサーチセンター社長）

郵政3事業の民営化、旧国鉄債務処理問題を検討するため97年6月に発足、8月5日には報告書をまとめて公表した。さらに、10月1日には、行革会議に対して、中間報告から後退すべきではない旨の意見を提出した。

連邦制研究会（座長：恒松治治当代表）

国民会議では、90年11月に「地方主権の提唱」、94年4月には「日本連邦基本構想」「地方財政改革試案」を発表したが、これらの議論をさらに包括した構想をまとめるために、98年5月、連邦制研究会を発足させた。

男女共働社会研究会（座長：袖井孝子お茶の水大学教授）

男女共同参画型社会の実現のための税制・社会保障制度の検討というテーマは市民立法機構の課題となっているが、これに協力するため、97年12月、国民会議内に表記研究会を設置し、検討を開始した。

1.1 行革関連新聞記事データベースの作成

1981年の臨調発足以来、新聞記事のクリッピングを行っているが、そのデータベース化を87年12月から開始し、98年6月末で10年半分の蓄積となった。その一部は年表形式に整理して、毎年、「民間版行革白書」として発表している。

1.2 国民会議ニュースの発行

国民会議の機関紙である「Citizens Forum for Renewal」は、月刊で発行しているが、98年5・6月合併号で95号となった。

1.3 インターネットにホームページの開設準備

インターネットにホームページを開設する準備を進め、アドレスは

<http://www.mmjp.or.jp/gyoukaku>

と決定した。ただし、97年度はその中身の整備まで手がまわらなかった。

1.4 その他の日常活動

民間の立場から行革全般に対してウオッチしている専門組織として、行革国民会議にたいする新聞・雑誌等の取材は多い。とくに官僚批判や地方分権に関するものが多い。

1.5 会員ならびに役員

1998年6月30日現在、個人会員は111名、維持会員は93社（団体）である。以上

1997年度会計収支決算書

自 1997年7月 1日

至 1998年6月30日

(1) 収入の部

| 勘定科目 | | 予算額 | 決算額 | | 差異 |
|---------|--------|------------|------------|------------|------------|
| 大科目 | 中科目 | | 大科目 | 中科目 | |
| 会費収入 | | 29,100,000 | 24,988,000 | | -4,112,000 |
| | 正会員会費 | 1,100,000 | | 888,000 | -212,000 |
| | 維持会員会費 | 28,000,000 | | 23,900,000 | -4,100,000 |
| | 未収金 | 0 | | 200,000 | 200,000 |
| 事業収入 | | 7,000,000 | 6,343,096 | | -656,902 |
| | 受託費収入 | 7,000,000 | | 63,343,098 | -656,902 |
| 寄付金収入 | | 0 | 3,168,817 | | 3,168,817 |
| | 寄付金収入 | 0 | | 3,168,817 | 3,168,817 |
| 繰越金収入 | | 88,559 | 1,053,723 | | 965,164 |
| | 繰越金収入 | 88,559 | | 1,053,723 | 965,164 |
| 利息収入 | | 0 | 5,332 | | 5,332 |
| | 利息収入 | 0 | | 5,332 | 5,332 |
| 雑収入 | | 0 | 75,000 | | 75,000 |
| | 雑収入 | 0 | | 75,000 | 75,000 |
| 収入の部の合計 | | 36,188,559 | 35,633,970 | 35,633,970 | -554,589 |

(2) 支出の部

| 勘定科目 | | 予算額 | 決算額 | | 差異 |
|--------------|---------|------------|------------|------------|------------|
| 大科目 | 中科目 | | 大科目 | 中科目 | |
| 【事業費】 | | 13,400,000 | 11,685,763 | | -1,714,237 |
| 会議費 | | 1,500,000 | 1,177,516 | | -322,484 |
| | シンポ開催費 | 500,000 | | 613,256 | 113,256 |
| | 総会・理事会 | 500,000 | | 311,162 | -188,838 |
| | 地方連絡会 | 500,000 | | 253,098 | -246,902 |
| 調査研究費 | | 8,600,000 | 8,222,688 | | -377,312 |
| | 調査研究費 | 5,300,000 | | 4,973,632 | -326,368 |
| | データ入力 | 3,300,000 | | 3,249,056 | -50,944 |
| 会報発行費 | | 1,000,000 | 849,463 | | -150,537 |
| | 会報発行費 | 1,000,000 | | 849,463 | -150,537 |
| 資料購入費 | | 300,000 | 279,096 | | -20,904 |
| | 資料購入費 | 300,000 | | 279,096 | -20,904 |
| 市民立法協力費 | | 2,000,000 | 1,157,000 | | -843,000 |
| | 市民立法協力費 | 2,000,000 | | 1,157,000 | -843,000 |
| 【管理費】 | | 22,650,000 | 21,888,296 | | -761,714 |
| 事務所経費 | | 5,300,000 | 4,921,547 | | -378,453 |
| | 事務所経費 | 5,300,000 | | 4,921,547 | -378,453 |
| 人件費 | | 17,000,000 | 16,885,815 | | -114,185 |
| | 人件費 | 17,000,000 | | 16,885,815 | -114,185 |
| 什器備品 | | 200,000 | 47,040 | | -152,960 |
| | 什器備品 | 200,000 | | 47,040 | -152,960 |
| 雑費 | | 150,000 | 33,894 | | -116,106 |
| | 雑費 | 150,000 | | 33,894 | -116,106 |
| 退職金引当金 | | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 予備費 | | 100,000 | 0 | 0 | -100,000 |
| 会費未収処理 | | 0 | 300,000 | 300,000 | 300,000 |
| 次期繰越金 | | 38,559 | 1,759,911 | 1,759,911 | 1,721,352 |
| 支出の部の合計 | | 36,188,559 | 35,633,970 | 35,633,970 | -554,589 |

【事務局より】

1 8月の総会講演録などを載せようとしたため、ニュースの発行が半月遅れ、結局、8・9月合併号となってしまったことをお詫びいたします。

フランスでは、月刊誌は1年に10冊発行で、6・7月と8・9月が合併号となっているのですが、事務局がフランスなみに長期バカンスを楽しんでいたわけではありませんので、ご了承ください。

2 かねてから懸案のホームページを立ち上げました。アドレスは、
<http://www.mmjp.or.jp/gyoukaku>です。

中身は、ニュースとかこれまでの報告書や年表などのほか、新聞記事索引のデータベースもせてあります。まだスペースの余裕がありますので、会員のページを設け、会員各位のページを開く場も設ける予定です。ご関心のある方は、ご一報ください。

3 会員懇談会は、公共事業をテーマにして開きたいのですが、なかなか適当な人がいません。ご案内まで、もう少しお待ちください。